

田辺市社会教育委員会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、田辺市社会教育委員の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴人の定員は、10人とし、先着順に受け付けるものとする。ただし、議長が必要と認めるときは、その定員を増員することができる。

(傍聴の手続き)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議の当日、受付簿に自己の住所、氏名を記入するものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 危険と認められている器物又は薬品等を持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(4) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

(1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 私語又は談笑等をしないこと。

(3) ゼッケン、たすき、はちまきの類の着用をする等威嚇的行為をしないこと。

(4) みだりに席を離れないこと。

(5) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、傍聴人は、全て議長の指示に従わなければならない。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。